

## 川口市立美術館 コレクションポリシー

川口市立美術館のコンセプト・ミッションを達成するため、主に近代及び現代を対象とした次に掲げる作品、資料等を中心に寄贈等を受け、コレクションを築きます。

- (1) 本市の作家及び本市にゆかりのある作家の作品、資料等
- (2) 本市の自然、風土などを表現した作品、資料等
- (3) 本市の文化、歴史、産業の発展の系譜が展望できる作品、資料等
- (4) その他川口市立美術館のコンセプト・ミッションに沿う作品、資料等

### 【解説】

美術品はその描かれた地域及び時代の特徴を写すものであり、時代の変遷とともに都市の役割も変化してきている中で、貴重な作品、資料等が市外に散逸しないよう、川口市という土地が育んできた文化をアイデンティティとして継承し、本市特有の魅力ある価値を正しく市民に提供できる作品、資料等を収集しなければなりません。

また、川口市立美術館のコンセプト・ミッションに沿う、新たな価値観を生み出す作品群を収集・展示することにより、成長過程にある子どもたちが、多角的な視点から観察し、思考し、想像力やチャレンジ精神を養っていく一助となることが可能となります。

## 川口市美術作品寄贈に係る取り扱いに関する基準要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本画、洋画、彫塑、工芸、書、写真、その他の美術作品（以下「美術作品」という。）の寄贈の採納事務に関し必要な事項を定めるものとする。

(美術作品)

第2条 美術作品は、川口市美術作品選考会議において美術的価値があると認められた作品を採納するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に当てはまる美術作品は採納しないものとする。

- (1) 維持管理費等が著しく財政的な負担となる美術作品
- (2) 公序良俗に反する美術作品
- (3) 行政の中立性、公平性を損なう恐れのある美術作品
- (4) 形体や大きさ、重さ、維持の方法等で展示及び保存が困難な美術作品
- (5) 既に破損、汚損等があり、状態が損なわれている美術作品
- (6) 著作権、肖像権、その他の権利を侵害するもの、又は権利者の許可を得ていないもの
- (7) 所有者が不明なもの
- (8) その他芸術的価値が判断又は評価することができない美術作品

(採納の手続き)

第3条 美術作品の寄贈をしようとする者は、美術作品寄贈申請書（様式第1号）を提出するものとする。

2 前項の申請があったときは、市は、川口市美術作品選考会議（以下「会議」という。）を開催する。

3 市は、前項の規定により開催した会議において寄贈の申請のあった美術作品を審議することとし、当該審議により、寄贈を採納することを決定したときは美術作品寄贈採納決定通知書（様式第2号）を、寄贈を採納しないことを決定したときは美術作品寄贈辞退通知書（様式第3号）を、当該申請を行った者に通知する。

(美術作品の処分等)

第4条 採納した美術作品が不用となり、又は破損、汚損等により補修が困難な場合は、川口市財産規則（昭和39年規則第9号）第46条の規定により当該美術作品を処分するものとする。

(所管)

第5条 この要綱の実施について、美術作品の寄贈に関する事務は、文化推進室が所管する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市と美術作品の寄贈をしようとする者と協議の上これを定める。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。